

北上市告示甲第55号

北上市地域総合整備資金貸付要綱（平成11年北上市告示第87号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月25日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(貸付対象事業)</p> <p>第3 貸付対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 貸付対象事業の設備投資の総額（用地取得費を除く。）が1,000万円以上のもの</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>(貸付額)</p> <p>第5 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、<u>おおむね300万円以上とし、10億5,000万円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的又は複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額は15億7,000万円を限度とする。</u></p>	<p>(貸付対象事業)</p> <p>第3 貸付対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>(貸付額)</p> <p>第5 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、<u>100万円以上とし、20億円を限度とする。</u></p>

2 貸付額は、貸付対象事業に係る貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得額は、設備投資の総額の3分の1の額を限度として算定する。）の35パーセントを限度とする。

3 [略]

4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業（次項に該当するものを除く。）に係る第1項の適用については、同項中「10億5,000万円」とあるのは「13億1,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「19億6,000万円」とする。

5 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき締結した定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

6 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭

2 貸付額は、貸付対象事業に係る貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得額は、設備投資の総額の3分の1の額を限度として算定する。）の50パーセントを限度とする。

3 [略]

4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業（次項に該当するものを除く。）に係る第1項の適用については、同項中「20億円」とあるのは「25億円」とする。

5 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき締結した定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

6 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭

素化促進事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

(借入申込み)

第14 市から地域総合整備資金の貸付を受けようとする民間事業者等(以下「申込者」という。)は、地域総合整備資金借入申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業者概要書(様式第3号)
- (3) 設備投資及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書(様式第4号)
- (4) 年度別損益、資金収支計画書(年度別損益計画1)(様式第5号)
- (5) 年度別損益、資金収支計画書(年度別損益計画2)(様式第6号)
- (6) 年度別損益、資金収支計画書(年度別資金収支計画)(様式第7号)
- (7) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (8) 連帯保証予定者の意見書(様式第8号)
- (9) その他必要な資料

素化促進事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

(借入申込み)

第14 市から地域総合整備資金の貸付を受けようとする民間事業者等(以下「申込者」という。)は、市長が定める地域総合整備資金借入申込書に事業計画書、事業者概要書その他の市長が必要と認める書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

(貸付決定の通知等)

第16 市長は、地域総合整備資金の貸付を行うことを決定した申込者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書(様式第9号)を交付し、貸付を行わないことを決定した申込者に対しては、その旨を通知するものとする。

附 則

1～4 [略]

(貸付決定の通知等)

第16 市長は、地域総合整備資金の貸付を行うことを決定した申込者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書(別記様式)を交付し、貸付を行わないことを決定した申込者に対しては、その旨を通知するものとする。

附 則

1～4 [略]

5 告示の日から令和8年3月31日までの間、第5第1項中「20億円」とあるのは「30億円」と、第5第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第8号までを削る。

様式第9号を別記様式とする。